

クラス代表者会議に関する申合せ

令和 5 年 3 月 1 日
全学学類・専門学群・
総合学域群代表者会議決定

- 1 クラス代表者会議議長は当該会議の運営のみに従事し、全大会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学量決定に基づくクラス代表者会議議長の規定に準ずる。
- 2 代理した代議員は、全大会においてクラス代表者会議議長と同等とし、当該学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議議長の全大会における出席権理及び議決権利は失効される。
- 3 本決定の対象となる学類は以下の通りである。
 - ・物理学類
 - ・応用理工学類
 - ・知識情報・図書館学類
 - ・情報メディア創成学類
 - ・医療科学類

附 記

本決定は令和 5 年度 4 月 1 日から施行する。

人文クラス代表者会議に関する申合せ

令和5年3月1日
全学学類・専門学群・
総合学域群代表者会議決定

- 1 クラス代表者会議議長は当該会議の運営のみに従事し、全大会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学長決定に基づくクラス代表者会議議長の規定に準ずる。
- 2 代理した代議員は、全大会においてクラス代表者会議議長と同等とし、当該学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議議長の全大会における出席権理及び議決権利は失効される。
- 3 クラス代表者会議副議長2名は当該会議の運営のみに従事し、全大会の代議員には代理を選出する。選出時期や任期など、議長代理の規定は学長決定及び副学長決定に基づくクラス代表者会議副議長の規定に準ずる。
- 4 代理した代議員は、全大会においてクラス代表者会議副議長と同等とし、当該学類の代表として出席する。この場合、クラス代表者会議副議長の全大会における出席権理及び議決権利は失効される。

附 記

本決定第1項、第2項は令和5年度4月1日から施行する。

本決定第3項、第4項は令和5年度4月1日から同年度3月31日まで施行する。

総合学域群クラス代表者会議に関する申合せ

令和5年3月1日
全学学類・専門学群・
総合学域群代表者会議決定

- 1 クラス代表者会議は総合学域群に1組織設置する。
- 2 クラス代表者会議議長及び副議長2名は、各類1人ずつ所属類の重複がないように選出を行う。選出の方法は学長決定、副学決定及び総合学域群が独自に定める規定に準ずる。
- 3 選出されたクラス代表者会議議長及び副議長2名は、総合学域群の代表たる代議員として全代会に出席する。

附 記

本決定令和5年度4月1日から施行する。